

助光中学校生徒会会則

第1章 名称

第1条 この会は、名古屋市立助光中学校生徒会といいます。

第2章 目的

第2条 この会は、生徒の自主と奉仕の精神に基づき、会員相互の信頼と協力によって助光中学校の発展を図り、好ましい校風を樹立することを目的とします。

第3章 会員

第3条 この会は、助光中学校生徒が会員になります。

第4条 会員は、すべて平等で学年性別などによって区別されません。また、全会員は選挙権ならびに被選挙権をもちます。

第4章 議会および議員

第5条 議会は、会則の目的を達成するために、いろいろな議題を取り上げて審議し、決議する場です。

第6条 会員は議会で決められたことに従う義務をもちます。

第7条 議会は、生徒会役員、議会及び各委員会の長で構成します。

第8条 議員は、各学級から男女各1名選出されます。なお、議員は室長が務めることとします。

第9条 議員は、議会において議決権をもちます。ただし、役員・各委員会の長は議決権をもちません。

第10条 議員の任期は、6ヶ月とし、再選を妨げません。ただし、新議員が選出されるまでは、職務を行うものとします。

第11条 議長・副議長は、議員任期中最初の議会において議員または役員の中から選出し、任期および権限は、議員または役員と同じとし、再選を妨げません。

第12条 議長選挙の場合、仮議長には生徒会役員があたります。

第13条 議会は、月1回以上開かれることを原則とします。ただし、必要のあるときは臨時に議事を会長が召集します。

第14条 議会は、議員の3分の2以上の出席で成立し、その決議は出席議員の過半数の賛成で可決します。

第5章 役員

第15条 この会は、次の役員を置きます。

会長 1名 生徒会役員 4名

第16条 役員選挙は、各学級より男女各1名ずつ選出された選挙管理委員で構成される選挙管理委員会で行います。

第17条 会長は、この会を代表し、集会その他の生徒会行事およびその計画について責任をもちます。

第18条 副会長は、生徒会役員より選出し、会長を助け、事情によって会長の代理をします。また校内各部の部長と連絡会を開いて、生徒会の要求活動状況などについて連絡にあたります。

第19条 生徒会役員は、議会の記録をとり、次の書類の保持にあたります。

- ① 会則やきまりの修正記録
- ② 役員・議員名簿
- ③ 議会の議事録
- ④ 通信文 ⑤ その他

第 20 条 会長に欠損が生じたときは、副会長が自動的に会長になりその他の役員に欠損が生じた時は、次期まで欠損のまままで補充しないことを原則とします。

第6章 専門委員会

第 21 条 生徒会は、次の専門委員会を置きます。

生活・美化・図書・保健・体育各専門委員会は、委員長・副委員長を選出します。

第 22 条 委員長は、各専門委員会に参加しますが、議決権をもちません。

第 23 条 各専門委員会は、月に 1 回以上開くことを原則とします。

第 24 条 各学級には、男女各 1 名の生活・美化・図書・保健・体育の専門委員を置きます。ただし議員は専門委員を兼ねることはできません。

第 25 条 専門委員の任期は、6 カ月間とし再選を妨げません。ただし新専門委員が選出されるまで職務を行います。

第7章 顧問

第 26 条 議会、専門委員会などに出席し指導する教員を顧問とします。

第8章 最高決定権

第 27 条 生徒会活動の議決は、職員協議会を経て学校長の承認ののち有効となります。

第9章 改正

第 28 条 この会則の改正案は、生徒議会の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で可決したのち、全会員の過半数により可決され、学校長に承認されたのち、有効になります。

第10章 付則

第 29 条 この会則は、昭和 53 年 5 月 25 日より有効となり、会員は、この会則に従わねばなりません。

第 30 条 各学級の専門委員に欠損が生じたときは、新たに学級内で選出をする。

専門委員会の主な活動

生活委員会	学校内外の生活規律の維持向上についての活動を行う。また、あいさつ運動を行う。
美化委員会	校舎内外の美化活動、清掃点検活動を行う。また有志清掃も行う。
図書委員会	図書館運営の仕事、良書推薦、新刊紹介の活動を行う。
保健委員会	保健・安全に関する活動を行う。
体育委員会	各種の体育的な活動についての校内大会等の運営を行う。

室長の活動

学級のまとめ役。学級会で議長を務め、学級活動を活発にする。